

○議長 小田 武人君

次に、6番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

6番、貝掛でございます。一問一答方式で一般質問を始めさせていただきます。

私もあの、町民の方からよく言われることが、芦屋町競艇場はもうかっているようだけでも、芦屋町、本当に借金が多いようですけども、大丈夫ですか。あるいはまた、後世にツケを残すのではないかと。そういった不安の声をよく私のほうにですね、耳に入ってくるわけでございますけども、そういったことを踏まえて、芦屋町の財政について実際どうなのか、そういったことをですね、質問してまいりたいと思います。

要旨1、町の財政運営について現状と課題をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

財政運営の基本は、毎年度の収支のバランスを保つことと、将来に向かって安定的な財政基盤を確立することでございます。

具体的には、収入面では交付税措置のない、単なる借金とも言える起債には依存することなく、町税などの自主財源をふやす努力をする一方で、支出面では常に費用対効果を念頭に最小の経費で最大の効果を上げるべく事務事業の見直しを継続的に実施し、投資的事業においては、厳しい精査とともに優先順位を考えながら選択と集中が必要になるかと思っております。

芦屋町の財政事情の現状は、地方創生の推進に伴う定住促進事業や公共施設の老朽化に伴う大規模改修や耐震工事、給食センター建設事業や小中学校空調設備改修事業など大型事業が続いているため、一般会計の決算規模も70億円台で推移している状況です。

財源的には、自主財源である町税が12億円台で推移する中、好調な競艇事業からの収入が4億円から6億円あり、さらに依存財源ではありますが、投資事業においては、防衛省等の補助金、交付税措置のある過疎債等の最大限活用により、税金等の一般財源の支出を最小限に抑えて、事業が推進できるよう財政運営を行っています。

今後の課題につきましては、延長されている過疎指定が、平成32年度までの時限立法のため、今後の過疎法の取り扱いがどうなるのかということ。それに対応する形で、競艇事業からの収入が見込める期間に、財源確保のための新たな基金等の検討が必要になるかと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

まず、ポイントは2つですね。いわゆるPBとでも言うんでしょうか。プライベートブランドじゃないですよ。そこ、笑うところなんですけどね。プライマリーバランスとでも言うんでしょうか。財政収支のバランスと財政の安定基盤の確立と。これに向けて、鋭意、執行部のほうは努力されていることと思いますが、今、課長の答弁の中で交付税措置のない、単なる起債という言葉がありましたけども、これは一般のまあ住民の方からすれば、これは何のこっちゃという思いではないかと思しますので、交付税措置のない単なる起債、まあこれはまた3番目において詳しく説明していただけるかと思しますが、あえてさわりの部分で、交付税措置のない単なる起債とは。これはどういうことか。ちょっと説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基本、今、国の起債事業というのは、何らかの助成措置をつけてやる事業がほとんどでございます。

今、一番、芦屋町で借りている過疎債等全て交付税措置があるので、こういう起債事業で事業を推進してくださいという話なんです。まあ、今まで芦屋町では団塊の世代の大量退職というのが平成19年度から22年度までの4年間で約11億円。こういう退職手当債というのを借りました。これについては、交付税措置はありません。償還の最終年度は平成32年度の予定でしたが、平成27年度に残高5億3,600万円を一括繰上償還しましたので、現在交付税措置のない起債、いわゆる借金と言われる、借金と皆さんが理解するものですけど、それについては一切ないという状況でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

いわゆる補助のない借金という意味でよろしいでしょうか。まあこれはまた本当に後から説明というか、していただくと思しますが、そういった補助のない単なる借金ですね。それはもう今、芦屋町にはないという答弁でございました。

では次の2番目。平成29年度における起債、いわゆる借金及び基金、貯金の見込み額をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

平成 30 年第 2 回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

29 年度末における一般会計の起債額は約 78 億円です。基金については約 39 億円となっています。ここ 10 年間の推移としては、起債は過疎債による大型事業が続いたため、約 10 億円の伸びとなっています。

基金については、国による地域活性化策、それから退職手当債の繰上償還のための減債基金の積立などにより、一時期 48 億円台を超える時期もありましたが、現状は 40 億円前後を推移するような状況になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

では今の答弁の中で起債、いわゆる借金は 78 億円で貯金は 39 億円ということでありましたけども。この 78 億円の、まあ借金の種類といたしますか、起債の内訳を御説明お願いいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

額的に多い順ですけど、もちろん過疎債が一番多くて、30 億円。約 30 億円あるわけですが。次が、地方公共団体の財源不足に対応するための臨時財政対策債、これが約 28 億円です。公営住宅建設事業債が約 8 億 1,000 万、庁舎耐震化や自然災害防止のための一般単独事業債というものが約 4 億 6,000 万、緊急防災・減債事業債が約 1 億 6,000 万となっています。

交付税措置については、それぞれ臨時財政対策債が 100%、一般単独事業債がおおむね 30%、緊急防災・減債事業債が 70% となっております。なお、公営住宅建設事業債については、その償還金は、毎年度の家賃収入の中から支払われています。

このようなことから毎年、広報あしやの 11 月 1 日号で紹介している決算特集では、起債の残高を表や図で紹介する中で、税金等の一般財源で実際負担する額は、全体の 2 割前後にしかならないことも説明しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

今、課長の答弁では、過疎債が 30 億円、臨時財政対策債が 28 億円、町営住宅に関するものが 8.1 億円、で一般の何ですかね。一般の単独事業債というのが約 4 億円で、緊急防災・減債事業債というのが 1.6 億円、でこういった借金、いわゆる起債を 78 億円しておるんですけど

平成 30 年第 2 回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

も、実際、国からの交付税措置、補助があるから、芦屋町の単独の持ち出しは 2 割前後ですので、約 1 6 億円が芦屋町の実質の起債、いわゆる借金と考えてよろしいですか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ここ数年の決算ベースでいきますと約 2 割前後となっておりますので、十五、六億円ということの御理解で構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

まあ今、芦屋町の財政の状況を見ますと、貯金が 3 9 億円で、実際の借金が 1 6 億円ということでもありますけども。一般の民間企業において、現金預金対借入金比率という言葉がありまして、1 億の借入金があれば、一体どれだけ現金を保有していればいいのかというものがありますが、おおむね 1 億借入金をすれば、3, 0 0 0 万円は現金で保有しときなさいよ。5 0 % の 5, 0 0 0 万円以上あれば、安心して経営に専念できますよというのが、これは一般的な民間の企業の考え方であります。

この民間と芦屋町をですね、一緒に考えるのはどうかと思いますけども。今、芦屋町は借入金が 1 6 億円に対して、貯金が 3 9 億円あるということでありまして、実に借入金の 2. 4 倍の貯金があるという認識であると思いますけども、これは民間であればですね、大変優良企業であると思っておりますということで、今のところ財政についてそんなに心配することはないということでもよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

現状、過疎債がある限り、それから競艇場の今、経営状況が担保できている状況では、財政運営については、うまくいっているというふうに理解していただいて構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

も一つまた、住民の方から借金ばかりして、後世にツケを残すのではないかと、大丈夫なのかというですね、御指摘もいただいております。それに関して、今この借入金のですね、償還、返済の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほど説明しました一般会計の起債、これ 78 億あると言いましたが、お話ししたように過疎債が 30 億ということで、大変大きい金額なんですけど、それ以外についても、おおむね 10 年程度で返すものが多いんですね。結論的には過疎債、29 年度末で借り入れた 78 億円に対して、まあ過疎債 12 年後ということでいくと、今ある 78 億円は過疎債の 12 年後の終わる 41 年度には、残金は約 5 億円ぐらいに減るところです。で、それからさらに、15 年後ぐらいには、1 億円台に落ちるぐらいの減り方をするというので、十二、三年から 5 年の間には、今借りている起債については、ほとんど返し終えるということで御理解していただいて構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

よろしいですか。今、実質といたしますか、見た目の借金といたしますか、78 億円借りている。この 78 億円は 12 年から 13 年後には 1 億円に減るという認識でよろしいんですかね。お願いします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過疎債の終わる 12 年後、今借りている過疎債ですね。29 年度末に借りている過疎債。それと以前分の過疎債を含めてですけど。それが終わる平成 41 年度で終わるわけですが。それが、そのときの現在高は約 5 億円。はい。で、1 億円を切る年度でいきますと、平成 46 年。17 年後に 8, 100 万円になります。で、1 億円台になるっていうのが、平成 44 年度の 15 年後には、この 78 億円が 1 億 8, 000 万ぐらいになるという状況です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

まあ 15 年後以降は今の 78 億円が 1 億円になるということで。まあ後世にはツケは残さないという認識に私はなりました。

今るんですね、この 1、2 において、行政に対するこの起債、借金のことについて、るる触れてきましたけども、もう一度あえて、3 番目に地方自治における起債、いわゆる借金の仕組みについてもう一度お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

行政用語、財政用語がちょっと出て、少々堅苦しい表現になるかと思えますけど。

まず、将来世代の負担となる地方債の借入、これは原則、将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等、資産の形成に充てることができるものであり、その償還年限も、その建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています。したがって、地方財政においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるよう、既に制度設計がされています。

具体的には、将来にわたって必要となる学校や道路、下水道といった公共財産を整備する資金調達の手段として、地方公共団体が金銭を借り入れるものですが、資産形成という観点から世代間の公平負担、財政運営上の負担の平準化、この2つの考え方を念頭に借り入れております。借り入れの際の基準的なものとしては、少しでも有利な起債を借り入れることにしております。つまり有利な起債とは、地方交付税措置のあるもので、先ほどから言います交付税措置のない単なる借金ではないということで、後年度の支払い義務が生じる元利償還金の一部を地方交付税で手当てするというものです。

例えば、一番有利な過疎債ですが、毎年の元利償還金のうち70%を地方交付税に、芦屋町の必要経費として実額ベースで算入されます。言い換えれば返済額の70%を国が面倒を見てくれるというもので、7割の補助金と同じことなのです。つまり3割負担で、事業が整備できたことになります。

ただ、先ほどお話ししましたように、過疎債を借り入れることができる根拠法令の過疎地域自立促進特別措置法については、延長期間が平成32年度に終了しますので、新たな法制定に向けての動向、これを注意深く見守る必要があるかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

実に課長の答弁は、非常に難しいなと思いました。いわゆる、これ、一般家庭に置きかえますと、仮にリフォームを、1,000万円でリフォームをするに当たって、現金で払えば1,000万丸々払わなくちゃいけないですよ。1,000万のリフォームをするときに1,000万を銀行から借りてリフォームをすれば、300万円の手出しでいいですよ。700万円は国から補助が出ますよと。まあそういうことでよろしいんですかね。

で、毎年1,000万の10年間ローンで100万ずつ払うとしたら、毎年100万円を払う

平成30年第2回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

ところを70万円は国が補助して、30万円しか手出ししなくていいですよというのが、この今、この過疎債の仕組みと申しますけども。これどっちが得でしょうかね。どうですか。どっちが財政的に有利かなと思うんですけども。副町長、どっちが得と申しますか。今の話で。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

もう、これは当然のことながら、過疎債というものを借りて事業を行うほうが当然であるという事は、私以外にも、もうここにおられる皆さん、そう思っておられるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

もう1回言いますね。例え話を。リフォームするに当たって、1,000万のリフォームをするに当たって、現金で1,000万払ったら1,000万丸々使わなくちゃいけないけども、銀行から借りて1,000万円のリフォームをすれば、700万円国から補助があつて、300万円の手出しでいいですよ。700万円は自分の懐に残りますよというのが、これが過疎債の仕組みであるわけでございます。私も行政に携わる前はですね、本当に、芦屋町は本当に借金ばかりで大丈夫かというようなですね、思っておりましたけども。まあ少なくとも、行政に携わっている方がですね、この78億円の起債、そこだけの数字を見てですね、「借金あつて大丈夫か。」声高に言うのはですね、非常にまあちょっと勉強不足じゃないかなと思いますし、まあこういった今、借金の仕組みをですね、わかった上であえて「78億円も借金があつて大丈夫なんか。」って言うのであれば、これは行政に対するアンチパフォーマンスじゃないかなと思うわけでございます。まあ、これは一般論でございますけども。

まあいろんな形で国会でも野党、追及したり、批判したりするのはすばらしいことであるし、まあはたから見てかっこいいと私も思います。まあしかしながら、それが行き過ぎるとですね、反対のための反対になって本質を見失い兼ねません。私はそのことに気をつけて、まあ質問をしてまいりたいと思いますし。また、もう一つですね、私もですね、以前すごくトラウマになるほど罵声を浴びせられたことがあります。まあそういったこともありましてか、発言する際に当たっては、相手の気持ちをですね、少し思いはかってしていかなくちゃならないなという気持ちでもあります。

まあ今回、一般質問においてですね、まあ意見交換とかという意見がありましたけども。一般

質問に意見交換なんかありませんよね。我々が質問して、ただ執行部は答えるだけ。執行部の意見なんか言えません。反問権があってもただ質問を確認するだけ。そういった中で意見交換、意見交換ておかしいんじゃないかなと私は思いますし。まあそういった状況であるならば、一般質問においては議員が圧倒的有利な立場であります。まあその有利な立場をですね、おごらず、しっかり謙虚に相手の気持ちを推しはかってですね、質問していくことを心がけて、再度また質問のほうに移りたいと思います。

続いて、4 番目でございますけども、基金についてでございます。まあちょっと触れますけども、今年度、総合体育館が大規模改修工事に入ります。その予算額は約 7.4 億円。財源の内訳は防衛補助が 1.7 億円、緊急防災・減災事業債が 3.2 億円、過疎債 2.5 億円で、実際、緊急防災・減災事業債と過疎債、これはさっきの行政の仕組み、起債の仕組みでありましたように、どちらとも 70% の補助が国からおりてくるということは、実質、町の持ち出しが 1.7 億円で、今現在、芦屋町の総合体育館の改修が 1.7 億円の芦屋町の持ち出しで 7.4 億円の事業が今できているという状況でありますけども。

総合体育館建設準備基金というのがあります。まあこれはいわゆる総合体育館を建てかえるためにだけしか使えない。そういったまあ基金、いわゆる貯金が約 7.1 か 2 億ぐらい今あるわけでございますけども。今回、総合体育館を大規模の改修した後は、おそらく 15 年から 20 年間は総合体育館を大きな改修工事あるいは建てかえという話は出てこないのではないかと思うわけでありまして。まあそうするとこの総合体育館にしか使えない貯金、7 億円は 15 年から 20 年間、いわゆる塩漬けといいますか、有効な資産の活用ができないと私は考えるわけで、果たしてこのような状態でよいのかということを考えます。ある程度、このまあ基金 7 億円、まあ、るる、いろんな基金があると思いますけども、ある程度この基金のですね、用途に関して柔軟性を持たせるべきではないかという観点から今回、今後、基金の整理統合が必要と考えますけども、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

現在、基金については財政調整基金や減債基金のほか、12 の特定目的基金を持っております。金額的には 29 年度末で多い順に財政調整基金が約 11 億円、競艇収益まちづくり基金が約 10 億円、総合体育施設建設準備基金が約 7 億円となっております。課題として検討しているのが、議員さん先ほど言いましたように、総合体育施設建設準備基金についてでございます。昨年度、芦屋中央病院の新築移転、それから今年度、多目的グラウンドの整備、これらが完了すれば、総合運動公園内用地内に新たに建設する施設というのは、今現在、具体的にはございません。

平成 30 年第 2 回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

そこで、公共施設等総合管理計画において、競艇場施設を除くと、将来の更新費用というのは、今後 30 年間で約 500 億円かかると推計されていることから、今後の個別計画の策定、その対応としての大規模改修や建てかえ事業などの財源を確保する目的で、公共施設等全体の改修・建てかえ等に対応できる基金の創設、これが必要な時期に来ているかと考えております。スケジュールとしては、9月の財政シミュレーションで考え方をお示しし、31年度の予算編成等で反映できないか検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ基金もですね、柔軟な制度をつくっていただき、有効活用してまちづくりに挑んでいただきたいと思います。

最後に町長にお尋ねしてもよろしいでしょうか。ではなくてお尋ねいたします。

財政のポイントとしては、財政収支のバランスと財政の安定基盤の確立とこの2本柱でありますけども、いわゆる過疎債ですね。例えば1.5億の町の持ち出しで5億円の事業ができるというのが、これが過疎債であります。課長の答弁にもありましたけど、この過疎債があるからこそ今、芦屋町の現在において財政の安定基盤を確立されていると考えています。しかしながら、過疎地域自立促進特別措置法も時限立法であり、33年の3月ですか、32年度の末には過疎債の活用ができなくなると、そういった状況であります。こういったことを踏まえて、芦屋町町長としてどのような対応をしていくのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、最後に言われました芦屋町町長としてというのはもちろんそうなんですが、まあ県単位で言いますとですね、県でこの指定されておるところが21市町村あるわけでございまして、まあ、60市町村のうち21。まあ、約3分の1が福岡県は過疎指定されておるわけでございます。それで、福岡県過疎地域振興協議会というものが、組織があるわけでございます。会長には県知事の小川知事がこの協議会の会長をされておられます。ということは、全国この過疎指定あるわけでございますが、全国の都道府県の会長はおのずと県知事が会長になられておると推察されるわけでございます。

実は、先週の金曜日にですね、この協議会から連絡がありまして。年に1度、陳情活動を行います。今年は8月10日に陳情活動を行いますという御連絡がありました。まあ実は私が県の町

平成 30 年第 2 回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

村会の副会長を仰せつかっております。それである、充て職というか、過疎地域の中で正副会長の中で、この過疎地域で大任町、会長の大任町の町長のところもそうなんですが。それでこの協議会の会長が県知事で、副会長が大任町の町長と私ということになっておりまして。県知事と副会長 2 名と県の職員とで、この陳情を行うということがあっております。そういうことでありますので、これはもう芦屋だけの問題ではなく、いつもこのこととお話してるんですが、やはり東北大震災以降、あれだけの、熊本地震もそう、いろんな豪雨災害のところもそう。ほとんどが大体過疎地域に指定された市町村であるわけでございます。まあそういうことも含めて、この時限立法になっておりますが、その延長とさらなる中身の濃い過疎地域指定の、いわゆる要綱についてですね、いろんなことを総務省に行つて協議してまいりたいと思います。まずは、延長問題であると思います。それから中身ということになろうかと思っております。そういうことで、やはり総務省と掛け合わなければなりませんので、やはりこの辺は大きな政治力が必要になってくるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

この過疎債を延長していただいて、そしてその過疎の指定に芦屋町が乗っかる。まあこのことは、今、芦屋町の港湾事業が進めて、レジャー港化が進めていかれておりますけども。まあ財政においてこの過疎債の延長、そして芦屋町が指定を受けるとということがこの財政においては、私は 1 丁目 1 番地と。どんな補助金を国に行つてちょこちょこ取ってくるより、ここの 1 番、この過疎債の指定を芦屋町がしっかり取るということが私にとって、私としてはこの芦屋町財政にとっての 1 丁目 1 番と考えております。

まあ私たち議会としましてもですね、しっかりとこの過疎延長、そして芦屋町過疎指定になるようにしっかり働きかけていきたいと考えております。まあ、今回この財政、1. 財政についてですね、まああの、町民の方の不安、るるありましたけども、いわゆるまとめますと芦屋町の実際の借金は 1 6 億円で貯金が 3 9 億円。そして、返済期間は 1 5 年後にはもう 1 億以下になると。まあそういったことを聞いて、ひとまず安心はいたしました。しかしながら、過疎債がないということもありますので、引き続き緊張感を持って財政運営をしていただきたいと思います。

それでは続いて、競艇事業について質問をいたします。平成 2 8 年第 4 回定例会の一般質問において、競艇事業繰出金について繰出基準の設定をするべきではないかと指摘したが、その後どのような検証がなされたのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

平成30年第2回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

前回の議会答弁では、10年間の財政シミュレーションを進める中で、競艇事業からの繰り入れは毎年一定額であったほうが安定的な財政運営を行うことができることから、現時点では、一定額を繰り入れるという考え方、それと大規模な投資的事業などで、一時的に多額の一般財源が必要となった場合は、その都度競艇事業局と調整するという考え方をお示ししました。昨年度の財政シミュレーションにおいても、4億円を一定額の基本とし、地方創生総合戦略への対応、学校ICTなどの推進のため、競艇事業局と協議した結果、平成32年度までは2億円増の6億円ということで金額的にお示したところでございます。

繰出基準の検証についてですが、他競走場では以前、収益を5：5で配分する形をとっている団体もありましたが、現在九州管内では、その都度、競艇場と財政当局の協議により決定しているとのこと。具体的な繰出基準はないとのことであり。今後とも、競艇事業の収益状況を踏まえながら競艇事業局との協議の上、財政シミュレーションの中で金額的な内容をお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

今の課長の答弁からすると、明確な繰出基準の設定は難しいということではよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

確かに、現状10年間の財政シミュレーションというのはありますけど、経済動向、それから国際情勢の不安要素から作成する際の不透明感は拭えません。ましてや、競艇事業の収益構造が今後10年間担保できるのかといえ、その想定は大変難しい状況にあるかと思えます。他の地方公共団体では、中期財政計画として5年間という期間が多いようで、短い期間としては、3年間の実施計画に合わせた財政計画もありました。10年間の総合振興計画も前期と後期の各基本計画期間は5年間としております。今後、期間については検討したいと考えておりますし、内容についても先ほどから言いますように、繰出基準というよりも、金額的な部分も含めて、考え方のルールづくりというのを毎年、競艇事業局と十分協議しながら中身を充実させる方向で検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

るるルールづくりをして、しっかりとした財政計画ということでもありますけども。私がですね、どうして前回、指摘したかと言いますと、毎年9月に財政シミュレーションが提出されます。喫緊の2年先ですね、競艇の繰出金、4億円でした。次の年、2億円上がって6億円になっています。こういうことで財政の計画が立てれますでしょうかということですね、指摘したわけがあります。まあ、今後はですね、各課と協議して、しっかりとした事業内容等を精査して、どれだけお金がかかるのか、そういったことを踏まえた上で、競艇事業局としっかりと協議をして、いくら1年後先、2年後先、3年後先必要なのか。そういったものをですね、示していただきたい。明確に。で、10年間のシミュレーションというのもですね、なかなか難しいのではないかと。まあ最低でも5年間ですね、きちりと明確な繰出金が指し示るせよというふうなですね、ものを財政シミュレーションにおいて提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほどお話しましたように、10年というのは本当に大変、つくる側としては難しい状況でございます。できれば、そういう5年間だとか、団体においては3年間というのもありますので、5年間ということであれば、現在、芦屋町がやっている実施計画が3年、プラス一、二年ということで事業をある程度、方向性を出して確定をすれば、5年間はある程度、きちりした財政計画が組めるというふうに理解していただいて構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

まあ今回、財政シミュレーションにおいて、しっかりとですね、指し示していただくことをお願い申し上げます。

それでは、2番目の現在30キロ圏内のファン獲得に競艇事業局は力を入れているようでありまして、来場促進事業、いわゆる宣伝、まあバス運行等の費用、それに対する効果を検証しているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 浮田 光二君

平成 30 年第 2 回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

来場促進事業の宣伝部分につきましては、企画課のほうよりお答えさせていただきます。

30キロ圏内のファン獲得につきましては、ボートレース業界の主要施策として、ボートレース振興会とも連携し、各施行者が新規ファン獲得のため来場促進事業に力を入れ、取り組んでおります。

ボートレース芦屋においても、重点施策として捉え、30キロ圏内、新規ファン獲得を常に意識し、来場促進事業の推進に当たっているところでございます。平成29年度の来場促進事業について実績を申し上げますと、その主な費用としましては、来場促進を図るためのイベント費として、プレミアムG Iを除き約5,500万円、ラジオスポットなどの宣伝広告費、先着サービスや抽選会商品購入などファンサービス費として約700万円、ほかでは、レースの開催告知がメインとなりますが、新聞広告費として約1,700万円などがございます。

また、主なイベントの来場者数につきましては、本場PRやイメージアップも兼ね行っておりますダンスコンテストは、本場以外での集客数も含め1,350名、さわらサミット1万1,000名、ちびっ子カーニバル4,600名と多くの方に来場していただきました。御質問である費用対効果の検証についてですが、イベントの企画に当たっては、集客のターゲットを設定し、イベントの集客力や宣伝広告など実施にかかる費用が適当かなど、費用対効果を踏まえ検討し、実施することとしております。そして、イベント終了後には、来場者数や来場者動向などの結果により効果を検証し、改善点の洗い出しなどを行い、次のイベント展開につなげるようにしております。また、来場者につきましては、全国の来場者数がマイナス6.8%となっている中、当場の休日やイベント開催時の来場者数につきましては、大きく減少していないことから、一定程度の効果はあったものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

ファンの送迎用バスの運行につきましては、事業課が担当しておりますので、事業課よりお答えさせていただきます。

現在、本場のモーニング開催時には、JR直方駅前から八幡西区の南部、中間市内を經由するバスを2便、JR古賀駅前から福岡駅前、赤間駅前などを經由するバスを2便、JR戸畑駅前から若松駅前、二島、高須などを經由するバスを3便運行しております。そのほかSG競走などの特別競走開催時には、臨時便を運行しています。

ファン送迎用バスの運行経費は、年間で約5,300万円、バス利用者は年間で約3万人です。利用者数は年々減少し、費用対効果の点では売上増に対する効果は薄くなっているという状況で

平成30年第2回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

はございますが、年間の本場来場者数の約12%の方に御利用いただいている状況です。交通の便の悪い立地にある競走場へ1人でも多くの方々に来場していただき、場内のにぎわいづくりの創出につなげていくためには、車で来場できないお客様に対するサービスは、必要であると考えています。

以上です。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ、一定の効果があるということ、そしてまた、もうけではなくて場内のにぎわいづくり、本当にファンのサービスという視点からの施策であるということが理解できました。まあ今後ともですね、本場のですね、集客に力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。

続いて、最後3番目でございます。施設の長寿命化計画において、西プラザを開放して、キッズパークですね。子供たちが遊べる遊具を置いて、そういったスペースを設置するようでありますけれども、それに加えて、子供たちからですね、大人まで、体力を増進するスポーツ施設であるボルダリング施設を設置してはどうかということでもあります。ボルダリングといいますと、これ、ちょっと調べますと、ロッククライミングがあって、フリークライミングがあって、その下にボルダリングっていう位置づけでありますけれども。これは何じゃこりゃということでもありますけれども。ボルダリングとは3メートルから4メートルの岩、まあ転落しても致命傷にならないような岩を道具を使わず手と足だけで登っていくスポーツとありました。そういった岩はですね、今、近隣にはありませんので、スポーツジムやですね、まあいろんなところに、まあ擬似的に、壁にこういったですね、石を、石みたいなのをこうつけて、それを頼りにこうやって登っていく。そういった施設があるわけでございます。これは2020年のオリンピックの種目にもなっていると聞きしております。そういった意味でですね、子供さんから大人までですね、ほどほどな筋肉をつけられて、楽しめる、そういったボルダリングの施設をですね、芦屋競艇場に設置してはどうかという提案でございますけれども、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

現在、ボートレース業界では、ボートレースの土台となる本場の活性化が課題となっており、各場で本場30キロ圏域での将来につながるファンの掘り起こしを図っています。地域に開かれたレース場、地域との共生を目指したボートレースパーク化を目指し、各競走場において、いろいろな企画を試行しているところです。

こうした業界の動きに沿うよう、本年度、夢リア・プラザ改修工事基本設計をいたします。その中で西プラザにつきましては、広大な空間を活かしたアトラクションを導入できるよう、空間

平成 30 年第 2 回定例会（貝掛俊之議員一般質問）

整備を行うことで、使い勝手の向上を図ります。その上で、いろいろな企画を取り入れ、施設を有効に活用し、本場の来場促進や場内のにぎわいづくりにつなげていきたいと考えております。

ただ今、議員より御指摘のありましたボルダリング施設につきましても、常設をするのか、期間限定でイベント的に導入するのか、また施設の運営管理をどのように行うのかなど、費用面や運用面などを考慮して、基本設計の中で検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6 番 貝掛 俊之君

ぜひ、このボルダリング施設につきましては前向きな検討をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。